

志賀原子力発電所 1号機 再起動の申し入れについて

平成21年3月19日
北陸電力株式会社

当社は、本日、石川県および志賀町に、志賀原子力発電所 1号機の再起動を申し入れいたしましたので、お知らせいたします。

当社は、志賀 1号機について、平成19年3月16日に運転を停止して以来、全社を挙げて鋭意臨界事故に係る安全対策の総点検と再発防止対策に取り組むとともに、国の特別な定期検査¹を受検してまいりました。

この度、以下のとおり、これらの取組みが完了するとともに、十分な耐震安全性を有していることについても確認したことから、再起動の申し入れ（安全協定²第12条³第2項に基づく使用開始の協議）を行ったものです。（添付資料参照）

1. 臨界事故に係る安全対策の総点検および再発防止対策

安全対策の総点検として、社内手順書の点検・改善、臨界事故で直接影響を受けた可能性のある設備の点検を実施し、昨年3月14日、国より確実に実施されているとの評価をいただきました。

また、再発防止対策につきましては、昨年度から2年間に亘り「隠さない風土づくり」と「安全文化の構築」に取り組んでおります。その成果につきましては、本年3月6日、社外有識者からなる再発防止対策検証委員会より「隠さない風土と安全文化の定着が着実に進んでいる」との評価をいただき、また、本年3月18日に終了した国の平成20年度保安検査においても実施状況をご確認いただき、再発防止対策が社内に浸透・定着していることをご確認いただきました。

2. 特別な定期検査の受検

臨界事故を踏まえ、設備の健全性を厳格に確認するため実施されてきた国の特別な定期検査（平成19年7月7日開始）の内、停止中に受検すべき検査が本年3月12日までに全て完了し、健全であるとの確認をいただきました。（同日 お知らせ済）

3. 耐震安全性の確認

志賀原子力発電所の耐震安全性についても、以下のことから十分確保していると考えております。

- (1) 十分裕度を持った耐震設計を実施
- (2) 最新の知見に照らし常に安全性を確認
- (3) 「能登半島地震」および「平成19年新潟県中越沖地震」を踏まえ耐震安全性を確認

また、地元の皆さまにより一層ご安心いただくために、昨年7月4日から志賀1号機の耐震裕度向上工事を実施し、本年1月29日に完了いたしました。(1月30日 お知らせ済み)

さらに、耐震信頼性の一層の向上を目指して改訂された耐震指針に照らした「志賀1号機の耐震安全性評価結果 中間報告書」を、本年3月18日、国に提出いたしました。

なお、本評価に用いた地質調査、活断層評価、基準地震動等については、原子力安全・保安院および原子力安全委員会より妥当であるとの評価をいただいております。

(2月12日および2月18日 お知らせ済み)

この他、国の特別な定期検査終了後も、引続き実施してまいりました弁や電源などの状態が正常であるか等の自主的な設備の状態確認も、本年3月18日に終了しております。

当社といたしましては、今後とも「隠さない風土と安全文化」の定着に向けた取組みを継続し、地域の皆さまにご安心いただける発電所となるよう全力を尽くしてまいります。

以上

添付資料：志賀原子力発電所1号機の使用開始の協議申し入れについて

1 特別な定期検査：

志賀1号機における臨界事故を踏まえ、平成19年5月に国から指示され、第11回定期検査において行われている特別な検査。

通常の定期検査とは異なるため、当社では「特別な定期検査」と呼んでいます。

2 安全協定：

当社が石川県及び志賀町と志賀原子力発電所の地域住民の安全確保及び生活環境の保全のために結んでいる協定。

3 安全協定第12条：（適切な措置の要求等）

1. 甲(石川県)は、地域住民の安全確保及び周辺環境の保全のため、特別な措置を講ずる必要があると認めたときは、乙(志賀町)と協議のうえ、国を通じ、又は直接丙(当社)に対し適切な措置を講ずることを求めることができるものとする。

2. 丙は、前項の規定による措置を講ずることを求められたときは、誠意をもって、速やかにこれに応ずるものとする。この場合において、丙は甲及び乙にその原因を説明するとともに、丙が講じた措置の内容及び施設の使用開始計画について協議するものとする。

原 第 108 号
平成 21 年 3 月 19 日

石川県知事
谷本 正憲 殿

北陸電力株式会社
取締役社長 永原 功

志賀原子力発電所 1 号機の使用開始の協議申入れについて

志賀原子力発電所 1 号機においては、平成 19 年 3 月に原子炉を停止して以来、全社を挙げて鋭意臨界事故に係る安全対策の総点検と再発防止対策に取り組むとともに、国の特別な定期検査を受検してまいりました。

この度、以下のとおり、これらの取組みが完了するとともに十分な耐震安全性を有していることについても確認しました。

つきましては、安全協定第 12 条第 2 項に基づき、志賀原子力発電所 1 号機の使用開始について協議させていただきたくお願い申し上げます。

1．臨界事故に係る安全対策の総点検および再発防止対策について

安全対策の総点検として、社内手順書の点検・改善、臨界で直接影響を受けた可能性のある設備の点検を実施し、昨年 3 月 14 日、国より確実に実施されているとの評価をいただきました。

また、再発防止対策につきましては、昨年度から 2 年間に亘り「隠さない風土づくり」と「安全文化の構築」に取り組んでおります。その成果につきましては、社外有識者からなる再発防止対策検証委員会より隠さない風土と安全文化の定着が着実に進んでいるとの評価をいただき、また、昨日終了した国の平成 20 年度保安検査においても、再発防止対策が社内に浸透・定着していると確認いただきました。

2．特別な定期検査の受検について

臨界事故を踏まえ、設備の健全性を厳格に確認するため、国により特別な定期検査が実施されておりますが、3 月 12 日までに停止中に受検すべき検査がすべて完了し、健全であることの確認をいただきました。

3．耐震安全性の確認について

これまで、能登半島地震および新潟県中越沖地震に照らしても十分な耐震安全性を有していることを確認していますが、更なる安全性向上のため耐震裕度向上工事を実施し、1 月 29 日に完了しました。また、新耐震指針に照らし十分な耐震安全性を有していることを確認し、昨日国に中間報告書を提出しました。

以 上

原 第 109 号
平成 21 年 3 月 19 日

志賀町長
細川 義雄 殿

北陸電力株式会社
取締役社長 永原 功

志賀原子力発電所 1 号機の使用開始の協議申入れについて

志賀原子力発電所 1 号機においては、平成 19 年 3 月に原子炉を停止して以来、全社を挙げて鋭意臨界事故に係る安全対策の総点検と再発防止対策に取り組むとともに、国の特別な定期検査を受検してまいりました。

この度、以下のとおり、これらの取組みが完了するとともに十分な耐震安全性を有していることについても確認しました。

つきましては、安全協定第 12 条第 2 項に基づき、志賀原子力発電所 1 号機の使用開始について協議させていただきたくお願い申し上げます。

1．臨界事故に係る安全対策の総点検および再発防止対策について

安全対策の総点検として、社内手順書の点検・改善、臨界で直接影響を受けた可能性のある設備の点検を実施し、昨年 3 月 14 日、国より確実に実施されているとの評価をいただきました。

また、再発防止対策につきましては、昨年度から 2 年間に亘り「隠さない風土づくり」と「安全文化の構築」に取り組んでおります。その成果につきましては、社外有識者からなる再発防止対策検証委員会より隠さない風土と安全文化の定着が着実に進んでいるとの評価をいただき、また、昨日終了した国の平成 20 年度保安検査においても、再発防止対策が社内に浸透・定着していると確認いただきました。

2．特別な定期検査の受検について

臨界事故を踏まえ、設備の健全性を厳格に確認するため、国により特別な定期検査が実施されておりますが、3 月 12 日までに停止中に受検すべき検査がすべて完了し、健全であることの確認をいただきました。

3．耐震安全性の確認について

これまで、能登半島地震および新潟県中越沖地震に照らしても十分な耐震安全性を有していることを確認していますが、更なる安全性向上のため耐震裕度向上工事を実施し、1 月 29 日に完了しました。また、新耐震指針に照らし十分な耐震安全性を有していることを確認し、昨日国に中間報告書を提出しました。

以 上